

御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」 着ぐるみ等貸出要領

訓令甲第29号

(趣旨)

第1条 この要領は、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）及びファンキャップ（以下「キャップ」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象となる物品)

第2条 貸出しを行う物品（以下「着ぐるみ等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 着ぐるみ 「ミーモくん」を模った人体着用ぬいぐるみで、頭部、胴体、靴及び手袋が1組となっているもの

(2) キャップ 「ミーモくん」の頭部を模った頭巾型のかぶりもの

(対象者)

第3条 着ぐるみ等の貸出しの対象となる者は、町内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は町内で活動する個人、団体若しくは法人その他町長が適当と認められた者とする。

(貸出し)

第4条 町長は、町の業務に支障を及ぼさない範囲で、かつ、御嵩町（以下「町」という。）の施策の趣旨を理解し、その啓発の一環として着ぐるみ等を使用しようとするものに貸出しを行うものとする。

2 着ぐるみ等の1回当たりの貸出数量は、着ぐるみにあつては1組、キャップにあつては50個を限度とする。ただし、貸出時に町が保有する数量を超えて貸出しを行うことはできない。

(借用申請)

第5条 着ぐるみ等の借用を希望する者は、「ミーモくん」着ぐるみ等借用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に事業の内容がわかる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 申請書は、着ぐるみ等の借用を希望する日前10日までに提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(貸出しの承諾等)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査した上で貸出しの可否を決定し、「ミーモくん」着ぐるみ等貸出承諾（不承諾）通知書（別記様式第2号）により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

2 同一時期に複数の貸出しの希望があつた場合は、原則として先着順とする。

3 町長は、第1項の規定により貸出しの承諾をした後であっても、町の事業において着ぐるみ等を使用することとなったときその他公益上やむを得ない事情があると認めたときは、「ミーモくん」着ぐるみ等貸出取消通知書（別記様式第3号）により通知し、当該承諾を取り消すことができる。

(貸出しの制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみ等の貸出しの承

諾をしないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支持し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (3) 町の品位を傷付け、又は傷付けるおそれがあると認められるとき。
- (4) キャラクターのイメージを損い、又は損うおそれがあると認められるとき。
- (5) 着ぐるみ等を破損させ、又は汚損させるおそれがあると認められるとき。
- (6) その他町長が貸出しについて不適當と認めるとき。

(貸出期間)

第8条 着ぐるみ等の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて原則として7日以内とする。

(貸出料)

第9条 着ぐるみ等の貸出料は、無料とする。

(借受人の遵守事項)

第10条 第6条第1項の規定による着ぐるみ等の貸出しの承諾を受けた者（以下「借受人」という。）は、その使用に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出期間以内に着ぐるみ等を返却すること。
- (2) 承諾に付された条件を遵守すること。
- (3) 使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみを使用する場合には、必ず介添人を付けること。
- (5) その他町長の指示する条件に従って使用すること。

(貸出しの中止等)

第11条 町長は、借受人がこの要領の規定に違反したと認めるときは、当該借受人に係る着ぐるみ等の貸出しを中止するものとし、「ミーモくん」着ぐるみ等貸出取消通知書により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により貸出しを中止された借受人の以後の貸出しを承諾しないものとする。

(返却及び使用報告)

第12条 借受人は、着ぐるみ等の使用が終わったときは、速やかに当該着ぐるみ等を町に返却するとともに、「ミーモくん」着ぐるみ等使用報告書（別記様式第4号）に使用中の様子がわかる写真を添えて町長に提出しなければならない。

(原状回復)

第13条 借受人は、貸出しを受けた着ぐるみ等を破損し、又は汚損させたときは、当該借受人の責任及び負担により補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定は、着ぐるみ等の返却時に、町長が当該着ぐるみ等の補修又はクリーニングが必要と判断したときについて準用する。

(免責)

第14条 町長は、着ぐるみ等の貸出しにより借受人が被った損害及び借受人の着

ぐるみ等の使用により第三者が被った損害については、その補償の責めを負わない。

(損害賠償)

第15条 町長は、借受人が着ぐるみ等を亡失した場合は、損害の賠償を求めることができるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみ等の貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

御嵩町長 宛

申請者（団体等の場合は、団体名及び代表者住所・氏名）
住 所
氏 名
電話番号

「ミーモくん」着ぐるみ等借用申請書

「ミーモくん」の着ぐるみ等を借用したいので、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」着ぐるみ等貸出要領第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

借用目的（事業名等）		
使用場所		
事業参加者見込数	人	
使用日	年 月 日から 年 月 日まで	
借用をする物品 及び数量	<input type="checkbox"/> 着ぐるみ	1組
	<input type="checkbox"/> キャップ	個（最大50個）
借用期日	年 月 日	
管理担当者（申請者 と異なる場合に記入く ださい。）	氏 名	
	電話番号	
添付書類	事業の内容がわかる書類（チラシなどでも可）	

別記様式第2号（第6条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

御嵩町長



「ミーモくん」着ぐるみ等貸出承諾（不承諾）通知書

年 月 日付けで申請のありました「ミーモくん」の着ぐるみ等の貸出しについて下記のとおりとしましたので、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」着ぐるみ等貸出要領第6条第1項の規定により通知します。

記

1 承諾の場合

貸出期間	年 月 日から	年 月 日まで
貸出しをする物品及び数量	<input type="checkbox"/> 着ぐるみ	1組
	<input type="checkbox"/> キャップ	個
条 件	(1) 貸出期間以内に返却してください。 (2) 承諾に付された条件を遵守してください。 (3) 使用の権利を第三者に譲渡したり、転貸しないでください。 (4) 着ぐるみを使用する場合には、必ず介添人を付けてください。 (5) 火気又は危険物の近辺では、使用しないでください。 (6) 荒天時には、屋外で使用しないでください。 (7) 着ぐるみ等の運搬や使用による事故については、借受人側で解決するものとし、町長はその責めを負いません。 (8) 着ぐるみ等は、使用后、原状に復し、汚れた場合は、水洗いをし、乾かしてから速やかに返却してください。 (9) 着ぐるみ等は、返却の際、「ミーモくん」着ぐるみ等使用報告書と使用中の様子がわかる写真をあわせて提出してください。 (10) 貸出しの承諾後において、町の事業開催により町が着ぐるみ等を使用する場合等は、その承諾を取り消すことがあります。 (11) その他町長の指示する条件に従って使用してください。	

2 不承諾の場合

不承諾の理由

(裏面)

(教示事項)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3号（第6条関係、第11条関係）

第 号
年 月 日

様

御嵩町長



「ミーモくん」着ぐるみ等貸出取消通知書

年 月 日付け 第 号で承諾しました「ミーモくん」の着ぐるみ等の貸出しについて、下記のとおり取り消しましたので、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」着ぐるみ等貸出要領第6条第3項又は第11条第1項の規定により通知します。

記

借用目的(事業名等)		
使用期間	年 月 日から	年 月 日
貸出しをした物品 及び数量	<input type="checkbox"/> 着ぐるみ	1組
	<input type="checkbox"/> キャップ	個
取消しの理由		

(教示事項)

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第4号（第12条関係）

年 月 日

御嵩町長 宛

借受者(団体等の場合は、団体名及び代表者住所・氏名)
住 所
氏 名
電話番号

「ミーモくん」着ぐるみ等使用報告書

「ミーモくん」の着ぐるみ等を下記のとおり使用しましたので、御嵩町シンボルキャラクター「ミーモくん」着ぐるみ等貸出要領第12条の規定により報告します。

記

事業名	
使用場所	
事業参加者数	人
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
実施内容・効果	
感想など	
添付書類	使用中の様子がわかる写真